

国民健康保険税の課税限度額 及び軽減判定基準が変更になります

▽国民健康保険税の課税限度額の変更
について(表1)

国民健康保険税は、前年中の所得金額等から所得割額を算出した額に、均等割額・平等割額が合算され、医療分・後期高齢者支援金分・介護分

でそれぞれ算出された金額の合計が1年間の税額となります。ただし、それぞれ課税限度額が設定され、課税限度額以上は課税されないことになっていきます。

▽所得が少ない世帯に対する軽減判定基準の変更について(表2)

国民健康保険税の均等割・平等割額は、世帯の所得に応じて7割・5割・2割の軽減があり、今回、軽減対象世帯が拡大されます。

※平成31年度の国民健康保険税は、税率の改正はありません。保険税は必要とされる医療費等をもとに決定するため、医療費が増加すると納める保険税も増加します。医療費の適正化のために、かかりつけ医・薬局をもつ、重複受診はしない、ジェネリック医薬品を利用するなど、上手に医療機関を利用しましょう。

※問合せ先

税務課 住民税係

☎92-7918

福祉課 保険年金係

☎92-7934

表1 国民健康保険税の課税限度額

区分	改正前(平成30年度)	改正後(平成31年度)
基礎課税分(医療分)	58万円	61万円
後期高齢者支援金等課税分	19万円(変更なし)	
介護納付金課税分	16万円(変更なし)	

表2 国民健康保険税の軽減判定所得の基準

区分	改正前(平成30年度)	改正後(平成31年度)
7割軽減基準額	基礎控除額 33万円(変更なし)	
5割軽減基準額	基礎控除額 33万円 + 27万5千円 × 被保険者数	基礎控除額 33万円 + 28万円 × 被保険者数
2割軽減基準額	基礎控除額 33万円 + 50万円 × 被保険者数	基礎控除額 33万円 + 51万円 × 被保険者数

国民健康保険税の旧被扶養者の 減免の期間が変更になります

被用者保険(社会保険)の資格取得後2年(24か月間)です。期高齢者医療に移行することにより、国民健康保険に加入する旧被扶養者の国民健康保険の減免の期間が変更になります。

※問合せ先

税務課 住民税係

☎92-7918

福祉課 保険年金係

☎92-7934

旧被扶養者の均等割、平等割の減免期間は、

国民健康保険 一部負担金の減免・納付猶予について

国民健康保険被保険者の方で「災害」や「収入の著しい減少」等により生活が困難となった場合に、世帯主の申請により、医療機関で支払う一部負担金の減免や徴収を猶予することができます。

※問合せ先

福祉課 保険年金係

☎92-7934



後期高齢者医療保険料 の軽減制度が変わります

均等割の軽減判定所得(世帯主及び被保険者全員の合計額)の基準は表のとおりです。

旧被扶養者(後期高齢者医療保険加入前に社会保険等の被扶養者)の均等割は資格取得後2年間(24か月間)に限り軽減されます。所得割は、引き続き免除されます。

※問合せ先

福祉課 保険年金係

☎92-7934

区分	改正前(平成30年度)	改正後(平成31年度)
9割軽減基準額	33万円以下で、被保険者全員の各種所得なし	—
8.5割軽減基準額	33万円以下(変更なし)	
8割軽減基準額	—	33万円以下で、被保険者全員の各種所得なし
5割軽減基準額	基礎控除 33万円 + 27万5千円 × 被保険者数	基礎控除 33万円 + 28万円 × 被保険者数
2割軽減基準額	基礎控除 33万円 + 50万円 × 被保険者数	基礎控除 33万円 + 51万円 × 被保険者数